

北海道告示第11106号

北海道が令和3年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和3年8月18日

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所管分その15)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 北海道農山漁村振興交付金 (情報通信環境整備対策) 農村地域における農業農村 インフラの管理の省力化・高 度化を図るとともに、地域活 性化やスマート農業の実装を 促進するための情報通信環境 の整備を支援する。	市町村 地方公共団体の一部 事務組合 農業協同組合 農業協同組合連合会 土地改良区 土地改良区連合 農業者の組織する団 体 地方公共団体等が出 資する法人又は地域 協議会	(1) 計画策定事業に要する経費 情報通信環境整備に必要な調査、計画 策定、専門家の派遣・ワークショップの 実施に要する経費 (2) 施設整備事業に要する経費 ア 農業農村インフラの管理の省力化、 高度化に必要な光ファイバ、無線基地 局及び通信子機等の整備に要する経費 イ 上記の通信施設を地域活性化の取組 やスマート農業の導入に活用するた めに必要となる付帯施設の整備に要する 経費	(1) 定額 (2) 2分の1 (中 山間地域等にあっ ては10分の5.5)	農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 (申請者が市町村 である場合を除 く。)	農政第2号様式 農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示す る日 提出先 総合振興局 又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	